



品川区防犯マスコット しなぼう

安全で安心な暮らしを守るために

品川区公共の場所における

客引き行為等の防止に関する条例

区では、誰もが安全で安心なまちと感じられるよう、執拗な客引き行為や勧誘(スカウト)行為などの防止対策を盛り込んだ条例を制定しました。条例施行後は地域の皆さんや警察との連携をさらに強化し、執拗な客引き行為などへの指導を進めていきます。

公共の場所での執拗な客引き行為などは違反です



客引き行為等に該当しないもの

- ・不特定多数に対するティッシュ・ちらし配り
- ・不特定多数に対する呼び込み

客引き行為

公共の場所で通行人などの不特定多数から相手を特定し、居酒屋・カラオケ店・風俗店などに来店するよう執拗に誘う行為

客待ち行為

客引き行為をする目的で、公共の場所で相手方を待つ行為

勧誘行為

公共の場所で通行人などの不特定多数から相手を特定し、風俗店などで働くことなどを執拗に誘う行為 (いわゆるスカウト行為)

勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、公共の場所で相手方を待つ行為

「品川区客引き防止パトロール隊」などが繁華街をパトロールします

今回の条例で「品川区客引き防止パトロール隊」が悪質な客引き行為などに対し、指導を行っていく体制を整えました。また、町会・自治会・商店会推薦の区民の方が「品川区客引き防止指導員」としてパトロールすることができます。



客引き行為等防止特定地区

区では、公共の場所において客引き行為などが頻繁に行われている地区を「客引き行為等防止特定地区」に指定します。特定地区において指導に従わず、客引き行為などの違反行為を繰り返すと5万円以下の過料が科されます。その他、区ホームページなどで公表する場合があります。

特定地区

東五反田1丁目、2丁目
西五反田1丁目、2丁目

